

単板積層材についての検査方法

(昭和63年10月11日)
農林水産省告示第1597号

最終改正 平成15年3月28日 農林水産省告示第540号

- 1 検査を分けて理化学審査（浸せきはくり試験、煮沸はくり試験、減圧加圧試験、水平せん断試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験、寒熱繰り返し試験、防虫処理試験又はホルムアルデヒド放散量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（格付のための検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 2 検査は、抽出して行う。ただし、外面検査にあつては、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと思られる場合には、各個に行うことができる。
- 3 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4に定めるところによる。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の認定を受けた製造業者又は同法第19条の3第1項の認定を受けた外国製造業者が当該認定に係る製品の検査を行う場合は、5から8までに定めるところによることができる。

4 第1種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 単板積層材（構造用単板積層材を除く。以下同じ。）

(7) 理化学検査

化粧加工を施さないものにあつては製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする製造荷口を、化粧加工を施したのものにあつては製造条件が同一と認められる製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、単板積層材の日本農林規格（昭和53年8月8日農林水産省告示第106号）別記の1による。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から、無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料単板積層材を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料単板積層材の数
	280枚（本）以下	32枚（本）
281枚（本）以上	500枚（本）以下	50枚（本）
501枚（本）以上	1,200枚（本）以下	80枚（本）
1,201枚（本）以上	3,200枚（本）以下	125枚（本）

(注) 検査荷口の大きさが3,200枚（本）を超える場合には、1荷口がそれぞれ3,200枚（本）以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和63年9月14日農林水産省告示第1443号）別記の1による。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から、無作為に、次の表に掲げる数の試料構造用単板積層材を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料構造用単板積層材の数
	300枚（本）以下	25枚（本）
301枚（本）以上	400枚（本）以下	35枚（本）
401枚（本）以上	500枚（本）以下	45枚（本）
501枚（本）以上	1,000枚（本）以下	60枚（本）
1,001枚（本）以上	2,000枚（本）以下	80枚（本）
2,001枚（本）以上	3,000枚（本）以下	125枚（本）

注) 検査荷口の大きさが3,000枚（本）を超える場合には、1荷口がそれぞれ3,000枚（本）以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 単板積層材

(7) 理化学検査

単板積層材の日本農林規格別記の3により試験を行い、その結果、同別記の2により合格又は不合格を判定する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の単板積層材をその等級又は合格に格付する。

試料単板積層材の数	合格とする数
32枚（本）	29枚（本）
50枚（本）	45枚（本）
80枚（本）	72枚（本）
125枚（本）	113枚（本）

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

構造用単板積層材の日本農林規格別記の3により試験を行い、その結果、同別記の2により合格又は不合格を判定する。

(4) 外面検査

(1)のイの(4)の規定により抽出した各試料構造用単板積層材について構造用単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料構造用単板積層材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用単板積層材をその等級に格付する。

試料構造用単板積層材の数	合格とする数
25枚(本)	23枚(本)
35枚(本)	32枚(本)
45枚(本)	41枚(本)
60枚(本)	55枚(本)
80枚(本)	73枚(本)
125枚(本)	115枚(本)

5 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 単板積層材

(7) 理化学検査

4の(1)のアの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造荷口」とあるのは、「10日以内の製造荷口」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

4の(1)のアの(4)の規定((注)書きを除く。)を準用する。この場合において、同(4)の表は、次のように読み替えるものとする。

検査荷口の大きさ		試料単板積層材の数
	500枚(本)以下	50枚(本)
501枚(本)以上	1,200枚(本)以下	80枚(本)
1,201枚(本)以上	3,200枚(本)以下	125枚(本)
3,201枚(本)以上		200枚(本)

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

4の(1)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造荷口」

とあるのは、「10日分以内の製造荷口」と読み替えるものとする。

(1) 外面検査

4の(1)のイの(イ)の規定((注)書きを除く。)を準用する。この場合において、同(イ)の表は、次のように読み替えるものとする。

検査荷口の大きさ		試料構造用単板積層材の数
	300枚(本)以下	25枚(本)
301枚(本)以上	500枚(本)以下	35枚(本)
501枚(本)以上	1,000枚(本)以下	50枚(本)
1,001枚(本)以上	2,000枚(本)以下	70枚(本)
2,001枚(本)以上	3,000枚(本)以下	100枚(本)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 単板積層材

4の(2)のアの規定を準用する。この場合において、同アの(イ)の表は、次のように読み替えるものとする。

試料単板積層材の数	合格とする数
50枚(本)	43枚(本)
80枚(本)	70枚(本)
125枚(本)	111枚(本)
200枚(本)	179枚(本)

イ 構造用単板積層材

4の(2)のイの規定を準用する。この場合において、イの(イ)の表は、次のように読み替えるものとする。

試料構造用単板積層材の数	合格とする数
25枚(本)	22枚(本)
35枚(本)	31枚(本)
50枚(本)	44枚(本)
70枚(本)	62枚(本)
100枚(本)	89枚(本)

6 第3種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の単板積層材又は構造用

単板積層材が連続して5回その格付しようとする等級又は合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、7に定めるところによるものとする。

7 第3種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 単板積層材

(7) 理化学検査

4の(1)のアの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなった単板積層材で製造条件」と、「製造荷口」とあるのは「30日以内の製造荷口」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から、無作為に、80枚(本)の試料単板積層材を抽出する。

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

4の(1)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなった構造用単板積層材で製造条件」と、「製造荷口」とあるのは「30日以内の製造荷口」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

4の(1)のイの(4)の規定((注)書きを除く。)を準用する。この場合において、同(4)の表は、次のように読み替えるものとする。

検査荷口の大きさ	試料構造用単板積層材の数
5,000枚(本)以下	140枚(本)
5,001枚(本)以上 7,000枚(本)以下	160枚(本)
7,001枚(本)以上 10,000枚(本)以下	200枚(本)
10,001枚(本)以上	300枚(本)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 単板積層材

(7) 理化学検査

4の(2)のアの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が69枚(本)以上であるときは、当該検査荷口の単板積層材をその等級又は合格に格付する。